水道加入分担金の改定及び補助金交付について

令和元年6月

かつらぎ町

水道メーター口径 1 3 mm の加入分担金の金額が 2 5 万円を超える事業・地区について、金額 改定、又は、一定の要件を満たせば補助金交付ができることになりましたので、お知らせします。

1. 改定等新旧対照表

(単位:円)

	事業・地区	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm 以上
旧	渋田	257,500	412,000	772,500	3,090,000	4,800,000	*
	上平沼田	660,000	*	*	*	*	*
	見好東部	600,000	900,000	1,350,000	4,050,000	5,550,000	*
	御所	850,000	1,250,000	1,875,000	5,620,000	7,865,000	*
	天野	700,000	1,050,000	1,575,000	4,724,000	*	*
	新城	1,000,000	1,500,000	2,250,000	6,750,000	*	*
	大久保	640,000	960,000	1,440,000	4,320,000	*	*



新	渋田	250,000	412,000	772,500	3,090,000	4,800,000	*
	上平沼田	660,000	*	*	*	*	*
	見好東部	600,000	900,000	1,350,000	4,050,000	5,550,000	*
	御所	850,000	1,250,000	1,875,000	5,620,000	7,865,000	*
	天野	700,000	1,050,000	1,575,000	4,724,000	*	*
	新城	1,000,000	1,500,000	2,250,000	6,750,000	*	*
	大久保	640,000	960,000	1,440,000	4,320,000	*	*

※は、町長が別に定める。

2. 改定及び補助金交付の概要

事業・地区	内 容
渋田	水道メーター口径13mm の加入分担金の金額を25万円に改定。
上平沼田	水道メーター口径13mmの加入分担金の改定はないが、次の(1)~(6)の
見好東部	要件を全て満たせば、25万円を超える金額について補助金あり(<u>実質</u>
御所	<u>負担が25万円</u> になる)。
天野	(1)簡易水道等の創設時に当該簡易水道等の区域に住居を有しており、
新城	かつ、当該簡易水道等に加入していない者でないこと。
大久保	(2) 加入分担金を納付する必要があること。
	(3) 水道メーター口径が13mm であること。
	(4) 用途が家庭用(他用途と家庭用の併用を含む。) であること。
	(5) 加入分担金の金額が25万円を超えていること。
	(6) 町税、水道料金等を滞納していないこと。

3. 補助金交付を受けるために必要な手続き(水道メーター口径13mmのみ)

事業・地区	内 容
渋田	加入分担金を改定したため、給水装置工事申込み以外の手続き不要。
上平沼田	給水装置工事申込みと同時に、次の書類の提出と交付決定等が必要。
見好東部	①かつらぎ町簡易水道等加入分担金補助金交付申請書(様式第1号)
御所	②簡易水道等の区域の代表者(簡易水道等組合又は自治区長)の証明書
天野	(様式第2号)
新城	③位置図
大久保	
	給水装置工事申込み時に①~③の書類が整っている場合は、加入分担金
	<u>の納付は25万円</u> となります。
	ただし、審査の結果、補助金の交付が受けられない場合は、25万円を
	超える残金を追加で納付いただくことになります。

〒 649−7174

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野1332-2

かつらぎ町 上下水道課 事務係

電話: 0736-22-6566 FAX: 0736-22-3945

e-mail: suido-jimu@town.katsuragi.wakayama.jp

業務時間:午前8時30分~午後5時15分

(土・日・祝日・12月29日~1月3日を除く)